

令和8年度
スタートアップからの公共調達の
推進における新事業分野開拓者認定制度
【募集要領】

【募集期間】

令和8年6月2日（火）から令和9年2月26日（金）まで

【申請方法】

募集期間内にメールにより提出してください。

提出先：startup@pref.aichi.lg.jp

【問い合わせ先】

愛知県経済産業局革新事業創造部スタートアップ推進課拠点推進グループ

メール：startup@pref.aichi.lg.jp

電話：052-954-6699

令和8年6月
愛知県

1 認定制度の目的

愛知県では、STATION Ai を中核とした STATION Ai プロジェクトを推進し、スタートアップ支援を展開していますが、さらなる本地域のスタートアップ・エコシステムの発展のためには、より事業規模の大きなスタートアップを生み出していくことが重要です。

スタートアップの規模を拡大するためには、スタートアップの製品やサービスの導入実績を増やすこと、そのためには民間だけでなく公共におけるスタートアップの製品等の調達を促進させることが必要です。

革新的な技術を有する新商品の生産や新役務を提供するスタートアップを、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 4 号に基づき「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者及び新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者」と認定し、随意契約を可能とすることで、愛知県による率先的な調達を通じて、本地域におけるスタートアップからの公共調達によるスタートアップの成長支援を目的としています。

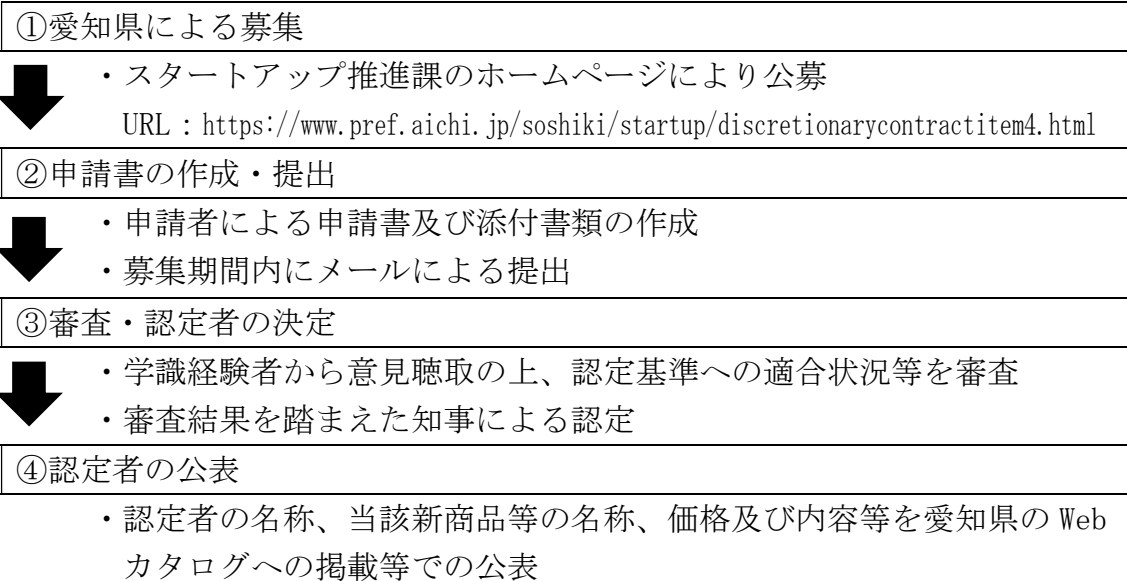
2 認定による効果

(1) 愛知県の機関で当該新商品及び新役務（以下「新商品等」という。）を調達する際に、随意契約による調達が可能となります。

※ただし、認定により新商品等の調達を約束するものではありません。

(2) 愛知県の Web カタログへの掲載等において、広く新商品等を PR します。

3 認定手続きの流れ



4 申請者の要件

STATION Ai の会員スタートアップ又は設立若しくは事業承継から概ね 10 年以内でイグジット（IPO/M&A など）していない者であって、かつ、愛知県が調達を検討している新商品等を有する者のうち、次のいずれかに該当する者。

- (1) 愛知県が実施する実証実験^{※1}への参加実績を有する者
- (2) 愛知県が実施するスタートアップ関連事業^{※2}に採択された実績を有する者
- (3) 政令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号及び地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号。以下「規則」という。）第 12 条の 3 各項に定める手続きにより、他の普通地方公共団体の長による新商品等の認定を受けた者

なお、次のいずれかに該当する者は対象となりません。

- ア 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置を受けた者
- イ 愛知県からの指名停止の措置を受けその期間にある者
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による申立て等、事業の継続性について不確実な状況が存在する者
- エ 国税及び地方税を滞納している者
- オ その他、愛知県が適切でないと判断する者

※1 愛知県が実施する実証実験とは、「デジタル技術活用課題解決支援事業（AICHI X TECH、総務局総務部デジタル戦略課）」、「あいち農業イノベーションプロジェクト（農業水産局農政部農業経営課）」を指します。

※2 愛知県が実施するスタートアップ関連事業とは、「スタートアップ公共調達促進事業（Ai-PACT）」を指します。

5 認定の期間

認定の通知をした日から 3 年を経過した日の属する年度の末日までとなります。ただし、「4 申請者の要件(3)」に該当する者に対する認定の期間は、他の普通地方公共団体の長による新商品等の認定期間を超えることはできません。

6 認定基準

新商品等が次の全てに該当すること。

なお、新商品等とは、新たな事業分野の開拓に係る新商品又は新役務であり、申請時において販売開始から概ね5年以内のものを指します。

- (1) 既に企業化されている商品等とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品等と同一の範疇に属するものであっても既存の商品等とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。
- (2) 事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は県民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- (3) 新商品等の生産・提供の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が、新商品等の生産・提供による新たな事業分野の開拓を確実にするために適切なものであること。

7 応募方法等

(1) 申請書類

- ア 申請書（認定要綱 様式第1号）
- イ 実施計画（認定要綱 様式第1号 別添1）
- ウ 愛知県による調達検討意思確認書（認定要綱 様式第1号 別添2）
- エ 新商品等の詳細が分かるカタログ
- オ 登記事項証明書等
- カ 直近期の決算資料
- キ 会社概要
- ク 納税証明書

※認定要綱とは、別に定める「スタートアップからの公共調達の推進における新事業分野開拓者認定に関する要綱」を指します。

(2) 申請方法・提出先

メールにより提出してください。

なお、表題には「愛知県の4号随契制度に係る申請について」と記載してください。

提出先：startup@pref.aichi.lg.jp

(3) 問合せ先

愛知県経済産業局革新事業創造部スタートアップ推進課
拠点推進グループ

メール：startup@pref.aichi.lg.jp

電話：052-954-6699

(4) 結果の通知

審査の結果については、メールにより通知します。

なお、認定された事業者には、後日、愛知県の Web カタログへの公表内容の原稿作成等をお願いする予定です。

8 留意事項

- (1) 愛知県は認定した新商品等の品質などを保証するものではありません。
- (2) 愛知県は認定した新商品等の調達を確約するものではありません。
- (3) 愛知県は認定した新商品等について、申請内容に虚偽があった場合等は、その認定を取り消すことがあります。
- (4) 申請内容及び申請内容に含まれる個人情報、本認定制度に関わる愛知県事業に関してのみ使用します。
- (5) 申請内容に含まれる著作物等の著作権は愛知県に帰属しませんが、公表その他本制度に必要な用途に用いる場合には、愛知県はこれを無償で使用します。
- (6) 愛知県及び学識経験者は、認定事業者が行う事業活動及び愛知県が行う(5)の著作物等の公表等により生じた事故、損害等に対する責任について、その理由の如何を問わずこれを負いません。
- (7) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。いわゆるWTO案件）の規定が適用される案件については、本制度による随意契約での調達はできません。

< 関係法令（抜粋） >

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）

（契約の締結）

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

以下略

地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）

（随意契約）

第六十七條の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一～三略

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

以下略

地方自治法施行規則（昭和 22 年 5 月 3 日内務省令第 29 号）

第十二條の三 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第六十七條の二第一項第四号の規定により、新商品の生産又は新役務の提供（以下この条において「新商品の生産等」という。）により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下本条において「実施計画」という。）を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて確認するものとする。

一 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品又は新役務（以下この条において「新商品等」という。）が、既に企業化されている商品若しくは役務とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品若しくは役務と同一の範疇に属するものであつても既存の商品若しくは役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。

二 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。

三 第三項第四号に掲げる事項が新商品の生産等による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により提出された実施計画（新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）から提出された実施計画に限る。）を確認しようとするときは、あらかじめ、当該実施計画が前項各号のいずれにも適合するものかどうかについて、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 実施計画には、次に掲げる事項を記載させなければならない。

一 新商品の生産等の目標

二 新商品等の内容

三 新商品の生産等の実施時期

四 新商品の生産等の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法

4 普通地方公共団体の長は、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第一項の規定により確認された実施計画を変更しようとするときは、当該変更後の実施計画が同項各号のいずれにも適合するものであることを確認しなければならない。

5 前項の規定により普通地方公共団体の長が新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者に係る変更後の実施計画を確認しようとするときは、第二項の規定を準用する。

6 普通地方公共団体の長は、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第一項の規定により確認された実施計画（第四項の規定による変更の確認があつたときは、その変更後のもの）に従つて新たな事業分野の開拓を図るための事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

7 普通地方公共団体の長は、第一項の規定により新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者を認定する場合において、既に他の普通地方公共団体の長が同項の実施計画を提出させ確認しているときは、当該実施計画の写しをもつて同項の確認をすることができる。

8 前項の規定は、第四項の実施計画の変更について準用する。